－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	下8工第　　号	工事名	公共下水道初原地区枝線舗装復旧工事	事務所名	松島町水道事業所　施設班

項　　目	条　件	内　　容	施 工 方 法	備　考
1 共通仕様書の適用		本工事は，宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか，本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は，「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。		
2 主任技術者及び監理技術者（以下，配置技術者という。）の配置				
(1) 現場施工に着手する日の指定 （配置技術者の配置要件の特例） ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降，90日以内に着手 （手持ち工事が完了した場合や，制約条件がない場合等は，期日以前の着手も可能）		
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事（フレックス工事）	○	契約工期初日以降，○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。		
(3) 上記以外	◉	請負者は，現場施工に着手する日の指定がない限り，原則として，契約工期初日以降，30日以内に現場施工に着手		
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において，工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は，配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html		
5 工程関係				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ◉ない			
(2) 施工時期による制限	○ある ◉ない			
(3) 関係機関等との協議の未成立	◉ある ○ない	道路交通法80条協議が必要となる。	保安施設設置計画書の提出	
(4) 関係機関等との協議結果，特定条件の付加	◉ある ○ない	道路交通法80条協議の結果による。		
6 公害対策関係				
(1) 施工方法，機械施設，作業時間等の制限	○ある ◉ない			
7 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	◉ある ○ない	道路利用者への安全対策を図ること。	交通誘導員の配置	
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法，作業時間の制限	○ある ◉ない			
8 排水工関係				
(1) 濁水,湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある ◉ない			

9 建設副産物対策関係（建設発生土）

(1) 建設発生土の処理・処分について

本工事の残土は，下記に運搬するものとする。なお，下記により難い場合が生じたときは，監督職員の指示によるものとし，設計変更の対象とする。

			処理・処分する場所 名称	処理・処分する場所 所在地	処理・処分方法	距　離	制 限 時 間	備　考
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある ◉ない			運搬まで	km	時　分 ～ 時　分	

10 建設副産物対策関係（建設発生土以外の建設副産物）

(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について

下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。なお，下記によらない場合は，監督職員と協議すること。また，処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお，廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること（環境省または循環型社会推進課のHPを参照）。

工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は，施工管理及び契約方法等について，施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。

				処理・処分する場所		処理・処分方法	距　離	制 限 時 間	
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある ◉ない				km	時　分 ～ 時　分	
		アスファルト塊	◉ある ○ない	三井住建道路(株)東北	仙北ｱｽｺﾝ共同企業体	中間・再生	5.5 km	時　分 ～ 時　分	
		建設発生木材	○ある ◉ない				km	時　分 ～ 時　分	
		建設汚泥	○ある ◉ない				km	時　分 ～ 時　分	
		その他	○ある ◉ない				km	時　分 ～ 時　分	
(3) 再生材の利用			◉ある ○ない	種類・数量		再生合材			

11 現場環境改善	○ある ◉ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容，実施期間については，施工計画書に明記し，監督職員と協議すること。	
12 品質証明			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ◉ない	請負工事費が，1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。	
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ◉ない	上記に該当せず，請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。	
13 標準的な設計図書による発注方式	○ある ◉ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。	

14 資材関係			
(1)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては,「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品, 又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
(2)購入土	購入土を使用する場合は, 材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」, 又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。		
(3)宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は, 請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし, 使用材料や数量等を入力後, 工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須		1.植生基盤材等, 視線誘導標, 型枠用合板は, 原則として宮城県グリーン製品を用いること。
	○ある	◉ない	2. 盛土材,埋め戻し材
	○ある	◉ない	3. その他()
(4)県内産製品の使用	◉ある	○ない	本工事は,「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては, 試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html
(5)現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は, 18N/mm2以上とする。		
15 設計変更の手続き			
(1)設計変更の手続きについて	設計変更については, 工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1－1－1－14～1－1－1－16に記載しているところであるが, その具体的な考え方や手続きについては,「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。		
	詳細については, 以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html **トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】**		
16 その他			
(1)舗装の下請制限について	○ある	◉ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ある	◉ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり, 請負者は, 調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他, ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。
			請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には, 請負者は, 当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3)三者会議の対象の有無	○ある	◉ない	本工事は, 工事着手前等に当該工事の発注者, 施工者, 詳細設計等を担当した設計者が参加して, 設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。
(4)貸与資料の有無	○ある	◉ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。
			貸与資料()
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある	◉ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合, 工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件		内容	
19 週休2日工事の適用の有無				
(1)週休2日工事	○対象	◉実施目	1. 週休2日工事の対象工事の場合は, 宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うことする。 なお, 週休2日工事の型式については, 下記(2)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。	
			実施困難工事の理由	(例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり, 週休2日の確保が困難なため

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件		内容	施行方法	備考
26 その他					
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	◉ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について, 工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し, 積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため, 積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に, それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1．3 現場管理費:1．1		

特 記 事 項

1 住民への配慮			
(1) 近隣住民への安全確保	施工範囲に隣接している住宅があるため、十分に安全対策を講じること。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
2 安全管理への配慮			
(1) 安全訓練等の実施	現場に即した安全訓練を作業員全員で行うこと。(1回/月　4時間以上)		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
3 安全費			
(1) 交通誘導員の計上	日当たり施工量から算出した日数に対して、1箇所の配置を想定している。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 立ち会い確認について			
(1) 確認事項	必要に応じて監督職員による立ち会い確認等を行うこと。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 地元への周知			
(1) 工事に関する周知	施工に先立ち、沿線住民に工事に関するお知らせを配布すること。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			